

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年藤沢市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

5 藤沢市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障がい福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) 児童手当関係情報 (7) 児童扶養手当関係情報 (8) 介護保険関係情報 (9) 母子家庭等福祉関係情報 (10) 母子保健関係情報 (11) 中国残留邦人等支援関係情報
6 藤沢市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

7 藤沢市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの （1）地方税関係情報 （2）生活保護関係情報 （3）中国残留邦人等支援関係情報
--------	--	--

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める事務以外の事務で個人番号を利用するものを追加する必要による。